障がいがある子どもへの支援

問い合わせ　福祉課　☎0984-23-0111

手帳の交付

障がいのある方の日常生活を支援し、各種の支援制度を受けやすくするために必要なものです。

身体障害者手帳

本人（15歳未満の児童の場合はその保護者）の申請に基づいて、目・耳・手足などの身体に決められた程度の永続する障がいが認められたとき手帳が交付されます。

要　申請
審査　有

療育手帳

知的障がい者（児）または保護者等の申請に基づいて、障がいがあると判定された方に、手帳が交付されます。県児童相談所（福祉こどもセンター）の判定を受ける必要があります。

要　申請
審査　有

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰の促進を図るため、本人または保護者等の申請に基づいて交付されます。

要　申請
審査　有

自立支援医療費（育成医療）の支給

18歳未満の身体に障がいのある児童、または将来において障がい児となるおそれのある児童に対し、障がいを軽くしたり回復させる治療（手術）を受ける場合の医療費の一部又は全部を支給します。

【費用】
本人と同じ医療保険に加入している人の、前年の収入や住民税所得割課税額に応じて自己負担があります。
入院時の食事代は原則自己負担です。

要　申請　審査　有

障害児福祉手当

政令で定める程度の重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。
※障がい児施設に入所していない等の要件があります。

要　申請　審査　有

特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。
※障がい児施設に入所していない等の要件があります。

要　申請　審査　有

児童通所支援

療育や訓練等が必要な児童に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識や機能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行う児童通所事業所への通所の決定とその実施に係る費用の一部を支援します。

【費用】
世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定されます。通所事業所での食費は原則自己負担です 。

要　申請　審査　有

※その他の支援制度についてはお気軽にお問い合わせください。